

資料提供	
令和5年1月31日	
所属名(担当者)	鳥取県住宅供給公社事務局(寺坂)
電話	0857-27-7334

県営住宅の入居募集について(県東部)

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。このたび、令和5年3月1日入居可能分の入居者について、下記のとおり募集します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集手続きが従来の方法と変更となります。

①申込みは原則郵送でお願いします。ただし、申込書類に不備があり、募集期間内に不備書類の提出がなかった場合は、受理することができませんのでご注意ください。

②同じ住宅に複数の申し込みがあった場合は、厳正な抽選のうえ、抽選結果を通知いたします。(抽選会は開催せず、当選者のみによる説明会を実施いたします。)

記

- 募集期間 令和5年2月1日(水)～8日(水)
(土曜日、日曜日を除く。午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)
- 受付窓口 鳥取県住宅供給公社事務局
(鳥取市田園町4丁目207番地 タナカビル2階、電話0857-27-7334)
- 説明会日時 令和5年2月20日(月)午前10時30分から(受付開始 午前10時00分から)
- 説明会会場 鳥取県東部庁舎 5階 講堂(鳥取市立川町6丁目176)
- 入居可能日 令和5年3月1日(水)
- 募集住宅 5戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目9-1	昭和55年 (H25住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	55-1棟 6-105号	4LDK	32,900 ～ 64,700	一次募集 (多子・多人数世帯) エレベータ付き
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目9-3	昭和56年 (H27エコ改善)	中層耐火 4階建	3階	56-1棟 29号	3DK	18,500 ～ 36,300	一次募集
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目一番7	昭和54年 (H23住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	54-7棟 7-102号	2DK	18,400 ～ 36,100	一次募集 (車いす用住宅) エレベータ付き
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-3	昭和49年 (H5住戸改善)	中層耐火 4階建	4階	49-4棟 44号	3LDK	23,600 ～ 46,300	一次募集
面影団地	鳥取市面影 一丁目13-5	昭和46年 (H7住戸改善)	中層耐火 4階建	4階	2棟 2-401号	3LDK	23,400 ～ 46,000	一次募集

(注1) 一次募集は、優先募集に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。

単身者は、2DK以下の住戸に申し込むことができます。ただし、高齢者、障がい者、妊婦及び、帰国被害者等の場合は、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

(注2) 多子・多人数世帯は、18歳未満の者が3人以上の世帯又は、世帯員5人以上の世帯が対象となります。

(注3) 車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。

なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。(引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第7号による特定入居が可能です。)

「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とする者をいいます。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和45年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度。

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症程度まで又は同法別表第1号表の3の第1款症程度のもの。

(注4) 住戸改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。
新築や建て替えた住宅ではありません。

(注5) エコ改善とは、外壁・屋上改修及び開口部断熱改修・設備改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。

(注6) エレベータ付き住宅では、エレベータの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。

(注7) 入居募集中の住戸は新築ではありません。

募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上ご応募下さい。

(注8) 県では、計画的に団地住棟、住戸単位で修繕を行っていますので、工事の際にはご協力をお願いしています。

■ 詳しくは、鳥取県住宅供給公社事務局（電話0857-27-7334）までお問合せ下さい。